

「国有財産等の評価に係る不動産鑑定業者の  
選定方法について」通達の制定

令和元年12月  
財務省 理財局

- 財務局における鑑定評価の発注手続き等について、**鑑定評価に一定の専門性、地域精通性等を確保するとともに、発注手続きを明確化し、その透明性を図るとの観点から、「国有財産等の評価に係る不動産鑑定業者の選定方法について」**通達を新たに制定。  
(令和元年12月1日以降、鑑定業者の募集の公告を行うものから適用。)

## 【概要】

### 企画競争（複数の業者を選定）

- 概算評価額が10億円以上（23区内は20億円以上）
- 高度な技術を必要とする財産
  - ・ 地中リスクの大きな財産
  - ・ 区分地上権等の特殊な権利に係る財産
  - ・ 広大地、特殊な構造の建物が存する財産 等
- 価格に関心が集まる財産

### エリアエキスパート選定方式等

＜概算評価額が2,000万円以上の財産＞

- 同一域内での地価公示評価員の実績

＜概算評価額が2,000万円未満の財産＞

- 同一域内での事務所所在
- 同一域内での鑑定評価実績

※この他、一定の技術を要するものは、同種・類似の評価実績を求める

